

「地域おこし協力隊による能登での起業支援事業」業務委託仕様書

1 目的

本県においては、令和6年能登半島地震の発災以降、被災地域外の多くの方々から支援を頂いているが、これらの支援をきっかけに能登地域に愛着を持ち、起業を検討している方が相当程度いるところである。一方、能登での起業には、生活基盤の確保や復興状況の分析や予測を踏まえた事業構想の立案など、通常の起業に比べ多くのハードルがあり、相当の時間と労力が必要となっている。

県では、これまで、能登における起業については、能登事業者支援センター（以下「支援センター」という。）が担っているが、今般、「能登チャレンジ応援プロジェクト」として地域おこし協力隊制度を活用し、能登の起業に係る相談や伴走支援を行う体制を新たに構築し、能登における起業を推し進める。

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託予定金額（上限）

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務の内容

（1）地域おこし協力隊員の募集

- ① 石川県と連携の上、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において起業を希望する者に対する相談や現地視察のアテンドなど、起業を支援する業務を担う地域おこし協力隊員を、委託業務契約締結後速やかに3名募集すること。
なお、採用する地域おこし協力隊員は、次のいずれかに該当し、委嘱後は生活の拠点を能登地域に移し、住民票を異動できる方とする。

ア 三大都市圏をはじめとする都市地域等（石川県外）に在住

イ 地域おこし協力隊員であった者で、同一地域で2年以上活動しかつ解嘱1年以内の者

※アの地域要件については、あらかじめ下記 URL 掲載の資料を参照し、不明な点は県担当者に個別に問い合わせること。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html

- ② 地域おこし協力隊員の採用にあたっては、必ずしも本採用とせず、2週間以上3ヶ月以下の期間、インターンとして活動することも可能とする。ただし、この場合、住民票の異動は要しないが、その他は上記①に準じることとする。
- ③ 選考に当たっては、一次選考及び二次選考を行い、一次選考は書類選考、二次選考は個別面接により、応募者の適格や活動遂行能力等を判断する。
- ④ 募集に際して、応募者に交通費、宿泊費等の金銭を給付してはならない。

- ⑤ 受託者は、石川県が委嘱した地域おこし協力隊員との間で、雇用契約もしくは業務委託契約を締結するものとする。

(2) 地域おこし協力隊員の活動に係る管理、支援、報告

- ① 地域おこし協力隊員に対して、活動を管理し、業務遂行に必要な支援を行うこと。支援内容には、以下の項目を必ず含むこと。
- ・研修等を通じた地域おこし協力隊員の人材育成
 - ・地域の制度、支援策、課題などの情報収集・提供
 - ・起業支援に関する地域の現状やニーズの共有
 - ・地域住民・民間団体との連携支援
- ② 県の求めに応じて、事業の進捗状況を報告するとともに、必要に応じて、協議するものとする。
- ③ 地域おこし協力隊員に対して、月ごとの活動計画や活動に係る日報及び月報を作成させ、とりまとめの上、県に提出するものとする。
- ④ 地域おこし協力隊員の活動拠点(勤務場所等)を用意すること。ただし、必要において、活動拠点に変更が生じても問題ない。

(3) 地域おこし協力隊員の報償費等の支給

地域おこし協力隊員に対し、報償費のほか、必要に応じて活動に要する経費を支給する。

(4) その他活動の円滑な実施に関する業務

5 地域おこし協力隊員の活動

地域おこし協力隊員は、支援センターが行う起業支援を担うこととし、次の活動を行うものとする。

- ・起業希望者の掘り起こし
- ・起業希望者の事業アイデアの検討、事業計画の策定支援
- ・セミナーや相談会の実施
- ・その他、起業家増加に向けた支援、また、起業する地域に係る自治体起業支援担当課又は商工会等の支援団体との連携

6 地域おこし協力隊員の待遇・報償費等

- (1) 石川県地域おこし協力隊員として、石川県知事が委嘱（石川県との雇用関係はなし）する。
- (2) 地域おこし協力隊員の委嘱期間は、委嘱日から令和8年3月31日とする。ただし、委嘱は年度ごとに更新可能であり、所定の審査を受け、最長3年まで延長可能とする。
- (3) 原則として、1月当たりの活動日数は18日（1日8時間）とする。
- (4) 受託者において、地域おこし協力隊員が居住するための住居及び業務に使用する車両を準備するものとする。
- (5) 活動経費については、以下の経費を対象とし、受託者から委託契約金額の範囲内で地域おこし協力隊員に支払うこととする。なお、対象経費に該当するか疑義が生じる場合は、県に相談すること。

- ① 報償費（期末手当等の各種手当を含む）
 - ② 住居費（地域おこし協力隊員が居住する住居に係る経費に限る）
 - ③ 車両に係る経費（車両借り上げ代、燃料代等）
 - ④ 旅費（活動に係る移動、出張等）
 - ⑤ 通信費（活動に係るパソコン・タブレット等通信機器に係る経費）
 - ⑥ 募集費（協力隊員募集にかかる HP 掲載費、イベント開催費等）
 - ⑦ 研修に係る経費（セミナーや研修会への参加費、外部アドバイザーの招聘費等）
 - ⑧ その他、地域おこし協力隊員の活動に必要な経費
- （6）報償費の額は、別途県と協議の上、決定する。
- （7）地域おこし協力隊員の活動に支障がない範囲で副業・兼業を可能とする（事前に県に要相談）。

7 留意事項

- （1）本業務を施行するにあたり、業務委託契約書及び本仕様書に基づき、県や県の指定する者（以下「県等」という。）と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行うこと。
- （2）受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- （3）受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- （4）受託者は、業務期間の満了又は契約取消のときは、次期事業者又は県が円滑に運営できるよう、十分な引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに伴う経費は、県は負担しない。
- （5）県等の施策や事業に協力すること。
- （6）県等のほか、県内市町や公的支援機関などのイベント開催にあたっては、事業の目的に鑑み、十分配慮すること。
- （7）「4 委託業務の内容」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。
- （8）本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

8 成果物および納品時期

- （1）業務報告書：A4 版縦で Word 形式 1 部を下記提出期限までに提出すること。
- （2）提出期限：令和 8 年 3 月 31 日（火）

9 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- （1）成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- （2）委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本

業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

1 0 秘密の厳守等

- (1) 受託者が業務を行うにあたって、情報を適切に管理しなければならない、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) (1) および (2) については、当事者の承諾があり、県との協議によって、利用目的が本事業の目的に合致すると認められる場合はこの限りではない。
受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

1 1 その他

掲げた事項以外の内容及び詳細については、別途協議の上、決定する。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

3 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元の契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。